

気仙川

1	漁業権番号	内共第15号（気仙川）					
2	漁場の区域	ア点と基点第20号の2を結ぶ線から上流の気仙川本流及びその支流の区域（一関市の区域を除く。） ア点 陸前高田市気仙町字砂盛川原川水門右岸基部（北緯39度0.102分 東経141度37.467分） 基点第20号の2 陸前高田市気仙町字川口1番地1の標識（北緯39度0.005分 東経141度37.385分）					
3	遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間	
			あゆ	竿釣り（友釣り、餌釣り又は擬餌釣り）	気仙川本支流の免許区域	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間	
			やまめ	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	〃	3月1日から9月30日まで	
			さくらます	〃	〃	3月1日から5月31日まで	
			いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで	
			うなぎ	手釣り又は竿釣り（餌釣り）	〃	3月1日から12月31日まで	
			うぐい	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	〃	1月1日から12月31日まで	
			こい	〃	〃	〃	
			ふな	竿釣り（餌釣り）	〃	〃	
			かじか	竿釣り（餌釣り）	〃	7月1日から9月30日まで	
		もくずがに	手釣り又は竿釣り（餌釣り）	〃	7月1日から12月31日まで		
		組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。					
		(2) 区域の制限	区域		禁止期間		
			陸前高田市横田町金成橋上流端の上流50メートルから下流端の下流100メートルまでの間の区域		1月1日から12月31日まで		
			陸前高田市竹駒町竹駒鉄橋上流端の上流50メートルから下流端の下流100メートルまでの間の区域		9月1日から11月30日まで		
陸前高田市竹駒町水量測定ポールから下流130メートルまでの間の区域			〃				
気仙川本支流		6月1日から同月30日まで					
(3) 漁具・漁法の制限	まき餌（餌容器を使用する場合を含む。）、潜水、やす、かぎ及び水中鏡（水中メガネを含む。）による採捕は、禁止する（やす、かぎ及び水中鏡については、幼児、小学校児童及び中学生を除く。）。						
(4) 全長の制限	名称		禁止に係る全長				
	やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下				
	いわな		〃				
	うなぎ		30センチメートル以下				
	うぐい		10センチメートル以下				
	こい		〃				
もくずがに		5センチメートル以下（甲幅）					
(5) その他	組合が濃密放流して開設するあゆ、やまめ若しくはいわなの特設釣場又はあゆ、やまめ若しくはいわなのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。						

4 遊漁料の額及びその納付の方法	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	竿釣り(友釣り、餌釣り又は擬餌釣り)	円 1,300	円 9,000	組合事務所及び指定販売所	
			やまめ さくらます いwana うぐい こい	竿釣り(餌釣り又は擬餌釣り)				
			うなぎ もくずがに	手釣り又は竿釣り(餌釣り)				
			ふな かじか	竿釣り(餌釣り)				
			雑魚	やまめ さくらます いwana うぐい こい	竿釣り(餌釣り又は擬餌釣り)	円 1,100		円 7,000
				うなぎ もくずがに	手釣り又は竿釣り(餌釣り)			
				ふな かじか	竿釣り(餌釣り)			
			<p>ア 幼児、小学校児童及び中学校生徒は、無料とする。</p> <p>イ 身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>					
		遊漁券販売所	名称	電話番号	名称	電話番号		
		岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。						
(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	全魚種	あゆ	竿釣り(友釣り、餌釣り又は擬餌釣り)	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所 TEL 019-623-8712	
			やまめ さくらます いwana うぐい こい	竿釣り(餌釣り又は擬餌釣り)				
			うなぎ もくずがに	手釣り又は竿釣り(餌釣り)				
			ふな かじか	竿釣り(餌釣り)				
		雑魚	やまめ さくらます いwana うぐい こい	竿釣り(餌釣り又は擬餌釣り)	円 15,700	円 14,000		
			うなぎ もくずがに	手釣り又は竿釣り(餌釣り)				
			ふな かじか	竿釣り(餌釣り)				

5 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。
- (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。
- (3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。